

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



（ダクト清掃作業及びダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

ポイント

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

（例）

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	電気ドリル シャー 電子天びん コンプレッサー 集じん機 真空掃除機 等
2 班	建物 花子	電気ドリル ニブラ 電子天びん コンプレッサー 集じん機 真空掃除機 等

II 作業手順

1 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第三の一）

ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行うおとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。

◎（告示第 117 号 第三の二）

清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。

◎（告示第 117 号 第三の三）

清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検する

とともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。

◎（告示第 117 号 第三の四）

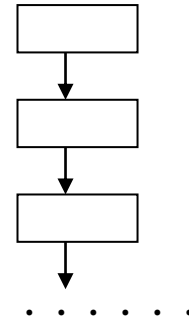
清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認する。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。

具体的な作業工程

（例 1）

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 3) ○○○
- 4)

（例 2）



ポイント

ダクト清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください（点線内）。

2 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第三の五）

空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法

具体的な処理方法

4 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・作業内容 ・施工写真（施工状況・効果測定）
- ・効果測定方法（具体的な方法）とその測定データ

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第三の六）

空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第三の一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

（業務を委託しない場合）

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあつては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：ダクト清掃作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

ただし、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第三の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

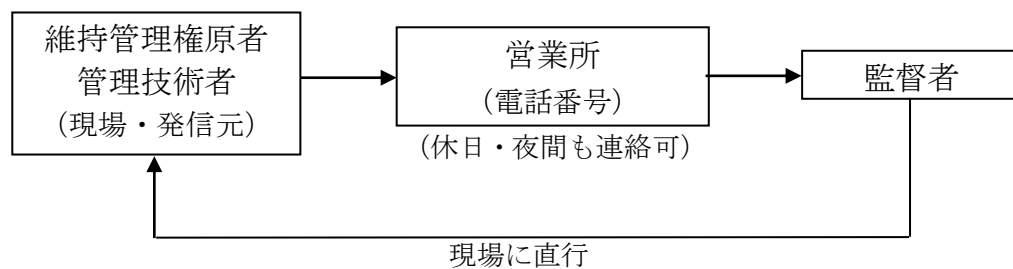
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第三の七）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

(例)



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。